

平成24年8月15日冰 美郷町公民館にて開催!

対象:平成3年4月2日~平成4年4月1日生まれ

新成人が一堂に集い、交流することで刺激を受け、仲間とと もに地域に根ざした活動をするきっかけづくりとなるよう、成 人式を毎年開催しています。今年は「飛躍~未来のその先へ」 をテーマに、実行委員が主体となり準備をすすめています。



新成人のお越しを、心からお待ちしております

※対象者には案内文を送付しています。まだ届いていない方は下記 までご連絡ください。

ブログも公開中です! 「すきです美郷 -牛涯学習情報-|

アドレス http://blog.livedoor.jp/misato_gakushu/

問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

六郷、仙南出張所

土日祝日も夜一時まで 利用できます」

出張所の業務時間/8:30~19:00 出張所の休業日/毎週月曜日 (国民の祝日にあたる場合は翌日)、 12月29日から翌年1月3日

8月の休業日は

13 20 27 3

六郷出張所 (美郷町学友館)

23 0187(84)4904 **2** 0187(84)4040 FAX 0187(84)3763

仙南出張所 (美郷町公民館)

2 0187(84)4915 **2** 0187(83)2280 FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような 業務を行っています

右記の 証明書の 発行

- ●戸籍関係証明書
- (戸籍抄本・戸籍謄本など) ●住民票 ●印鑑証明書
- ●所得証明書 ●課税証明書
- ●非課税証明書 ●納税証明書
- 軽自動車税納税証明書 ●土地建物その他の証明
- (資産証明書等)
- ●身分証明書
- ●合併証明書

使用料の 収納

- ●町税の収納
- ●町営住宅使用料の収納
- ●保育料の収納
- ●上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- ●埋火葬に関する手続き
- ●町税や各種使用料の 納付書の再発行
- ●国民健康保険証等の再発行
- ●各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では 取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

住所に関する届出

- ●転入届 ●転出届 ●転居届
- ●世帯主変更届

戸籍に関する届出

- ●出生届 ●婚姻届 ●入籍届
- ●離婚届 ●転籍届 ●養子縁組届 など
- ※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直 または宿直に届出してください。

印鑑の登録に関する届出

●登録 ●改印 ●廃印 ●登録証の再発行

国民年金からのお知らせ

20歳がスタート 国民年金

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの すべての人が加入して保険料を出し合い、お互いを支 え合う制度です。老後の所得保障はもちろんですが、 障がいや死亡といった不慮の事故などにも備えるた め、国民年金に加入しましょう。

加入手続きはどこでできますか?

住民票のある市町村の国民年金窓口または年金事務 所でできます。

毎月の保険料はいくらですか?

平成24年度は月額14.980円です。保険料を前払いす る「前納」制度を利用すると、保険料が割引されま す。口座振替で前納すると、現金による前納よりさら に割引額が高くなります。

> 問い合わせ 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

「所得が少ない」「学生のため所得がない」場合は

保険料免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特 例制度を利用することができます。申請先は住民票の ある市町村の国民年金窓口または年金事務所です。学 生の方は在学証明書または学生証の写しが必要です。

保険料免除等の期間にケガや病気で 障がいが残ってしまったら?

障害基礎年金を申請する要件の一つに「保険料納 付しがありますが、免除等が承認された期間は保険料 納付期間と同じ扱いとなります。保険料免除等の申請 が遅れると、障害基礎年金が受けられない場合もあり ますので、早めに手続きしてください。

国民年金保険料の納付は 「口座振替」が便利でお得です

下期6カ月分(10月分~3月分)の保険料を口座振 替で前納する場合は、8月末までに申し込みが必要で す。保険料は10月末に一括引き落としとなり、毎月現 金で納付した時と比べて1,020円割引になります。

護保険事務所からのお知らせ

要介護認定から介護保険のサービス利用まで

要介護認定の申請をして「要支援1・2|「要介護 1~5 | のいずれかの認定を受けた方は、介護保険の サービスを利用できます。

■「要介護1~5」と認定を受けた方 施設サービスを利用したい場合

入所を希望する施設に直接申し込みます。

※「要支援1・2」の方は利用できません。

在宅サービスを利用したい場合

- ①居宅介護支援事業所に連絡して、ケアプラン(居 宅サービス計画)の作成を依頼します。
 - ※居宅介護支援事業所は介護保険事務所ホームペー ジまたは美郷町役場福祉保健課、介護保険事務 所にある一覧表でご確認ください。
- ②担当のケアマネジャーにケアプランを作成しても らいます。適切な介護サービスを利用できるよう に相談しましょう。
 - ※サービス提供事業所との連絡・調整はケアマネ ジャーが行います。
- ③ケアプランに沿って在宅サービスが始まります。

介護情報はOS介護ネットから http://www.oskaigonet.or.jp/

■「要支援1・2 | と認定を受けた方

- ①初めてサービスを受ける方は地域包括支援センタ ーに連絡して、介護予防ケアプラン(介護予防サ ービス計画)の作成を依頼します。これまで介護 サービスを受けていた方で「要支援1・2|と認 定された方は担当のケアマネジャーに相談してく ださい。
- ②担当のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作 成してもらいます。適切な介護予防サービスを利 用できるように相談しましょう。
 - ※サービス提供事業所との連絡・調整はケアマネ ジャーが行います。
- ③介護予防ケアプランに沿って在宅サービスが始ま ります。

問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班 美郷町役場 福祉保健課地域包括支援班 (美郷町地域包括支援センター)

20187(86)3912 20187(84)4907